平成２７年（フ）第２９５号
石川県白山市四ツ屋町1100番地７、従前の住所秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
長野県上田市菅平高原1223番地4162
債務者　井澤　秀仁
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２１９号
長野県松本市大字神林1500番地１　ケイエス神林、住民票上の住所長野県松本市大字島内729番地３　有料老人ホームケイエス島内
債務者　蜘手　道人
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８４号
愛知県西尾市緑町３丁目32番地　県営緑町住宅２棟506号室、申立時の住所長野県飯田市駄科630番地１（メゾン天竜Ａ１号）
債務者　ダ　シルバ　セバスチアノ　エリトン
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第８５号
愛知県西尾市緑町３丁目32番地　県営緑町住宅２棟506号室、申立時の住所長野県飯田市駄科630番地１（メゾン天竜Ａ１号）
債務者　タナカ　ダ　シルバ　パウリナ　ミズエ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第８９号
長野県飯田市上郷黒田2922番地１（小南荘６号）
債務者　村田　二郎
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２５８号
三重県四日市市笹川５丁目58番地　メゾン光201
債務者　湯川リカルドこと　ＹＵＧＡＷＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＹＡＳＵＯ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
三重県桑名市一色町13番地　第１三晃マンションＡ棟405号
債務者　寺本真由美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６７７号
京都市伏見区向島清水町47番地１向島市営住宅11－３棟307号、前住所京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町マンション902号
債務者　Ｒ土工こと　森塚　龍二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７８号
京都市南区東九条西河辺町30番地１　ユーモレスク305、前住所京都市南区東九条西河辺町21番地２　アートエレガンス102
債務者　白木めぐみ（旧姓戸高）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９５号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町60番地　ハイツ牛ヶ瀬第１　105号
債務者　林田タイルこと　林田　幸士
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1216号、前住所大阪市住之江区御崎４丁目７番13―1004号
債務者　野村　周三
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０３号
兵庫県芦屋市大東町14番16―105号、前住所兵庫県芦屋市大東町11番20―307号
債務者　松尾　剛行
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市浜３丁目14番24号
債務者　古家一勇太（旧姓雪丸）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目25番14号ポート武庫之荘Ｉ　203号
債務者　泉　　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１５号
奈良県天理市櫟本町2238番地１　ペルテ櫟本102
債務者　星　　恵美（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
奈良地方裁判所